

会社設立後の銀行口座開設

1.必要資料

[HOMEへ](#)

各銀行により異なりますが、次の資料を持参してください。
(訪問前に電話にてご確認をした方がよいです。特に地域)

- ①会社謄本(履歴事項全部証明書等)
- ②定款
- ③代表者個人の身分証明書
- ④法務局から交付を受けた代表取締役の印鑑証明書
- ⑤代表者がその銀行に個人口座をお持ちであればその通帳
- ⑥個人で資格等をお持ちの場合は、それを持参すると早く出来るケースがあります。
- ⑦銀行届出印
- ⑧法務局へ届け出た会社代表印

(注)追加で要請されるかもしれない資料

- ①会社取引実態が証明できる資料(請求書・賃貸借契約書・その他の契約書)
- ②法人設立届出書等(税務署等への開業届出書関係)

2.口座開設までの時間

- ①即日、口座開設をしてくれる銀行もあれば、1週間ほど審査時間がかかることもあります。
(中には、口座開設をしてくれない所もあります)
- ②最近では銀行口座開設も厳しい状況です。

3.口座開設が出来る地域

原則、その法人の本店住所地为管轄する支店等です。(事前電話確認がよいです)
なお、管轄する場所が本店所在地と少し遠い地域もあります。
(管轄地域外の銀行では開設が出来ません)

4.口座開設を早くする方法

- ①銀行と親しく事前に口座開設を依頼できる場合は
会社設立登記受領証(登記申請をしましたよという控えで申請日の法務局受付印あり)を
銀行にお渡しすることにより、1番早く銀行口座開設がきます。
- ②登記上、本店所在地は通常ビル名・部屋番号までは記載しませんが、
記載することにより銀行口座が早く作れるケースもあります。